

（１）大学・学科の設置理念

①大学

本学は終戦直後に来日した宣教師らが、キリスト教の精神に基づく人格教育を行うために設立したという英語学校に端を発する。1950（昭和25）年には短期大学、1967（昭和42）年には大学を開設し「キリスト教の精神による人格教育に基づき豊かな教養を培うと共に、深く学術を研究教授し、知的応用能力をもち、地域社会はもとより広く国際社会に奉仕する人材を養成する（学則第1条）」ことを目的に、現在まで教育活動を行ってきた。

さらに1995（平成7）年には「高度な学術について、その研究方法、理論およびその応用を教授研究して学術・文化の発展に寄与する（大学院学則第1条）」ことを目的に大学院を設立した。建学の理念と本学が求める学力を構成する要素から、学位授与方針は以下の通り定めている。

謙虚に真理を追究して豊かな教養を身につけると共に、専門課程における学修を通じ、以下の能力を備えた認められる人に学位を授与する。

- キリスト教精神（隣人愛）に基づき、諸人生のいとなみに奉仕しようとする実践的ボランティア
- キリスト教精神に基づき、社会的倫理にもとる偏見、臆見、欺瞞、誤謬、差別意識等から「自由」であり続けようとする公正性
- 基礎的・基本的な知識・技能
- それらの知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力
- 学修に主体的に取り組む態度

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

初等教育に関する専門知識を有し未来を担う子どもの健やかな成長支援と学校教育等に携わる有為な人材を養成することを目的として、1982（昭和57）年に文学部児童教育学科を設立した。「頭と手と心」の全人性の陶冶を目標に掲げ、学科科目には児童学、教育学、心理学・カウンセリングの各分野にわたる科目を配置するとともに、音楽・美術・体育・労作体験といった実践系科目を必修科目に設定していることが特徴である。2004（平成16）年には新たに幼児保育に携わる人材の養成を目的に幼児保育専攻を設立し、主として初等教育を担う児童教育専攻と主として幼児保育を担う幼児保育専攻の専攻制を敷くこととなった。そして2024（令和6）年に、児童・幼児の区分けをなくしてすべての子どもに関わる能力を備えた人材の育成を目指すために、文学部児童教育学科と両専攻を統合した。学位授与方針は以下の通り定める。

豊かな教養を身につけるとともに、幼児・児童の教育・保育・福祉全般に関わる以下の専門的諸能力を備えた人に学位を授与する。

- キリスト教精神（隣人愛）に基づき、教育・保育・福祉全般を通じて諸人生のいとなみに奉仕しようとする実践的ボランティア
- キリスト教精神と専門的・職業的倫理に基づく公正性
- 教育・保育・福祉全般についての基礎的・基本的な知識・技能
- それらの知識・技能を活用して教育・保育・福祉全般の社会的諸課題を解決してゆく思考力・判断力・表現力
- 教育・保育・福祉全般の社会的諸課題解決のための学修に主体的に取り組む態度

(2) 教員養成の目標・計画

①大学

建学の精神である「隣人愛」に基づく共生の精神を土台として、学問の探求の基盤となる教養と知識、技術を習得し、地域社会に貢献できる教師を育成している。

4学部8学科から成る大学では、幼稚園、小学校、中学校英語、高等学校英語、中学校社会、高等学校公民、高等学校地歴、高等学校福祉、中学校家庭、高等学校家庭、栄養、養護、特別支援学校の各一種免許取得課程を擁し、3研究科から成る大学院では、中学校英語、高等学校英語、中学校家庭、高等学校家庭、栄養、養護の各専修免許取得課程を擁している。

共通して「強い情熱」「確かな力量」「総合的な人間力」のある教師を育てるべく、教育課程を編成している。

「強い情熱」をもった教師の育成：「キリスト教の精神と文化」「キリスト教教育論」「労作体験」等、建学の精神であり学位授与方針にも謳われた「隣人愛」に基づく共生の精神を、教職課程における学びの根底に据えた。正課外活動（学校ボランティア等）では、1年次より地域の学校でボランティアとして児童生徒と学校生活を共にする体制を整え、正課活動と正課外活動の両輪による動機づけを強化している。教職に就くことを強く志望する学生には、低学年次より教員採用試験対策室にて相談、指導を受ける機会を設けている。

「確かな力量」をもった教師の育成：示範授業、模擬授業、マイクロティーチング等の正課活動から学位授与方針に謳われた「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を高め、実践的な指導力を育成する。学校ボランティア、幼児・児童・生徒に対する読み聞かせや人形劇等を行なうサークル活動、家庭教師・学習塾アルバイト等の「実体験型正課外活動」を支援し、その充実を図っている。現場経験を有する教員の積極的採用、FDプログラムの充実等により「理論と実践の整合性」を研磨している。また「強い情熱」は「確かな力量」を身につけ発揮する時はじめて具現し証明されうることを、教職員と履修者の双方が深く認識しながら追究している。

「総合的な人間力」をもった教師の育成：入学時から、人生をより豊かに潤す幅広い教養、国際的感性、学際的力量を培う科目群を擁した全学教養課程を充実させ、学位授与方針に謳われた「公正性」「学修に主体的に取り組む態度」を育成している。教職課程の履修と並行して、全学教養課程において、教師を目指す学生のみならず、様々な夢を持って入学した学生たちが交流し、相互理解を深めながら、幅広く人間を理解するための基礎的な力を培っている。さらに教育における専門的知見・技能を培う専門科目群と、正課外活動をもって「広く深い体験」に裏打ちされた総合的な人間力（全人性）を陶冶する。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

児童教育学科では上述の理念・構想に基づき、これを着実に実施するとともに、教員養成に専念しうる学科独自の性格を最大限活用して、「頭と手と心」の全人性の陶冶を掲げている。具体的な取組として、座学の講義を一層充実させることに加え、労作体験、からだ作り、音楽・絵画・造型等の芸術活動、演習における発表・討論・資料作成力の訓練、ボランティア等の学外活動等、教師としての「全人性の陶冶」を主眼とする指導体制を築いてきた。

以上の目標や指導体制をより強固なものとするために、本学科には校長職や教育長等を経験した元現職教員が多く専任教員として在籍しており、主として教育実習やその事前指導、教職実践演習等の指導を担当している。それ以外の時間でもオフィスアワーを始めとして時間がある時には、いつでも学生が質問等を行うことが可能である。また、大学が所在する市町村と連携した学

校教育ボランティアに積極的に参加を促しており、学生が1年次から現場における教育経験を多く得られるような体制を整えている。幼児教育においては、本学は附属の認定こども園を有しており、そのうちの一つは同じキャンパスにあることから学生は授業内外を問わず幼児教育の現場に参加可能である。

(3) 認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

以下、この課程の設置趣旨として、本学における設置の趣旨(意義)と、近隣地域における趣旨(意義)について述べたい。

児童教育学科は、「幼児・児童の教育を司る者の育成」を設置主旨としている。主たる養成目的像は幼稚園教諭・小学校教諭であるが、幼児・児童の教育に関連する職種は絵本作家、学習塾講師、教育図書出版業等、様々に考えられることから、本学科では免許状の取得を卒業要件とはせず、卒業生の進路も多岐にわたっているのが現状である。

ただしその将来における進路に関わらず、これまでほとんどの学生が「幼稚園教諭免許状」あるいは「小学校教諭免許状」の取得に向けて取り組んできた。今後は教育関連職に向けた養成理念を、実際の卒業生の進路付けに際して厳密化して行くこと、すなわち教育関連職に就く者をさらに増進していくことが課題である。

この課題を達成するために、児童教育学科にあつては「幼児期・児童期の子ども、障害のある子どもに対する深い教育的知見と技能を有する教諭」の養成を、主軸の指針として打ち立てた。具体的には、特別支援学校教諭の一種免許状を併せ持つ教諭の養成を継続すること、特別支援学校教諭免許状の必須科目である「特別支援教育の基礎理論に関する科目」（本学においては「特別支援教育原論」）の積極的な履修である。上記のように本学では免許状の取得を卒業要件とはしていない。そのため特別支援学校教諭免許状についても取得の有無は学生の自由である。しかし、障がいについての理解を深めることは教員を志望する本学科の大半の学生にとって、教育現場に進出して貢献するための、何よりの力になると考えている。あわせて特別支援学校の教諭になることを目指す者はもちろん、その他の教育関連職への就職を目指す者についても、「障がいのある子ども」に対する深い理解や支援は時代が求める必須かつ共通の事柄であることから、やはり大きな力となるものとする。教職課程コアカリキュラムにより小学校免許においても「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が新たに必須科目として加わったが、本学ではさらに一步踏み込み、特別支援学校教諭免許状に関しても一部学生には履修するように指導している。

近年、教員不足が叫ばれており、開放制の私立大学において小学校課程を含む多様な教職課程の設置が望まれている。児童教育学科は小学校教諭の課程においてはすでに41年間、幼稚園教諭の課程については17年間、また特別支援学校教諭の課程においても12年間、地域社会における教職課程運営を担ってきた。地域社会の教員養成において先行してきた本学科は障がいのある幼児・児童に対して理解の深い教員を養成するというコンセプトについてもさらに先行するならば、県内私立大学では初の試みとなり、その社会的な役割をより一層、明確にすることができる。

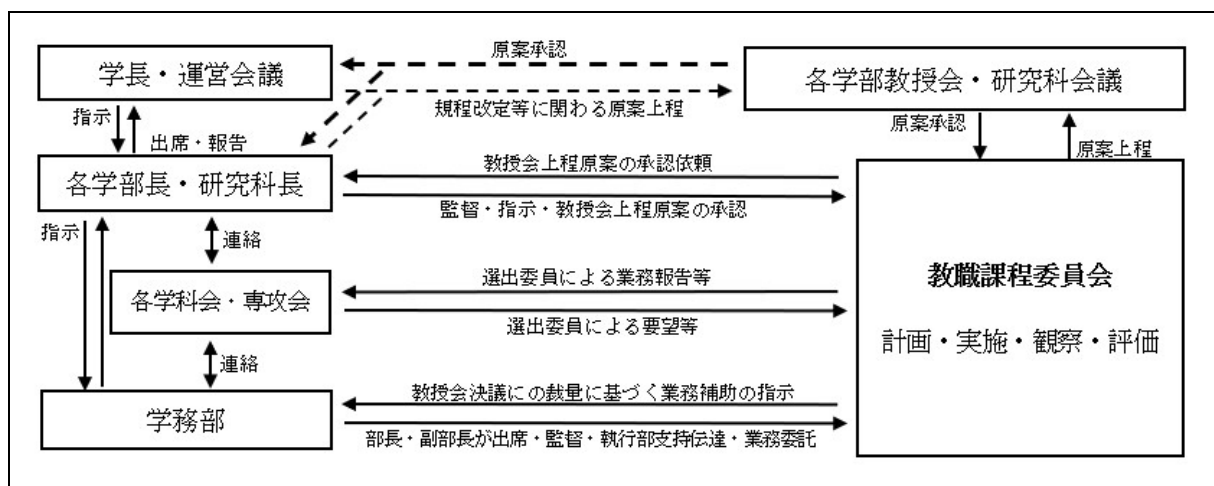
さらに、特別支援学校教諭の教職課程を継続設置することにより、本学教職員と履修者双方の「障がい」に対する理解が一層進めば、障がいのある学生の履修環境がさらに向上し、地域社会における「障がい」理解の中心的役割を果たすことが可能である。

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①
組織名称： 教職課程委員会
目的： 本学教職課程に関わる計画・実施・観察・評価を第一義的に担う組織として、教授会における合意のもとに設立され、教学の責任者である各学部長および学務部長の監督のもとに運営されるものとする。（「教職課程委員会規程」第1条「委員会の目的と職務」より抜粋）
責任者： 教職課程委員長（同規程第9条に基づき、委員の互選により選出）
構成員（役職・人数）： 教職課程委員長（1名）、教職課程委員（計8名：各学科・につき選出1名、委員長選出学科・については追加選出1名）、学務部長（1名・委員）、学務副部長（1名・委員）、学務部次長（1名・非委員）、学務課長（1名・非委員）
運営方法： 原則として毎月開催される各教授会の一週前に開催。規程に基づき、教職課程全般の計画・実施・観察・評価を担う。計画については教授会上程原案において審議・報告する事項を策定し、承認された原案に則って諸施策を実施、履修者個々の状況等について情報共有を図る等の観察・評価活動を行なう。
②
組織名称： 学科会・研究科専攻会
目的： 学科・研究科専攻の運営に関する事項を審議・決定し、実施すること。
責任者： 学科主任・専攻長
構成員（役職・人数）： 所属教員全員
運営方法： 各学科会については適宜（概ね毎月1回）、学科主任が招集し、学科として運営すべき事項や役割分担等について審議・決定を行なう。学科専攻会および研究科専攻会についても、専攻長（兼務の場合は学科主任・研究科長・大学院運営委員）が同様に招集を行ない、同様の運営を行なう。教職課程については各々の教職課程委員が中心となり、教職課程委員会との連携のもと、教職課程運営の相互意思疎通を図っている。

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



様式第7号イ

Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

・日立市教育委員会を含む教育実習等の連絡協議会を年2回行ない、あわせて日々緊密に連携をとっている。

・教育委員会や学校現場との連携を一層強固なものとするため、既に教育委員会学務課・指導課や校長職の経験者を本学教員として採用し、教育実習等の指導を担当している。教育委員会や学校現場との意思疎通が以前にも増して円滑となり、相互の協力体制がより強固になりつつある。

・免許状授与権者である茨城県教育委員会とは日々、一括申請関連の事項のみならず、連携講座その他の場を通じて、様々な事項について綿密な連絡を取りあっている。上述の校長職等の経験者は小学校・中学校・特別支援学校いずれかまたは複数学校種の校長職経験者であり、県教育委員会とのつながりは言うまでもなく深い。これを最大限に活用して、県教育委員会および特別支援学校の現場と綿密な連絡・連携体制を築いている。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称：	学校教育ボランティア派遣事業
連携先との調整方法：	日立市との連携協定に基づき、日立市教育委員会指導課と本学とで年度当初に会議を開き、日立市内の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校における募集人数や活動内容を調整する。その後、ボランティア活動を希望する全学生に周知し、募集を行なう。ボランティア活動を希望する学生は、日立市と本学とで様式を定める「ボランティア活動登録書」を提出し、本学がそれを取りまとめて日立市教育委員会に提出する。以降、教育委員会から各校・各園に通知がなされ、各校担当者が面接を行なって具体的な日程等を調整し、ボランティア活動に入る。
具体的内容：	授業の補助、放課後の児童・生徒活動の補助、学校行事の補助等、多様な内容について毎年100名以上の学生がボランティア活動を行なっている。

Ⅲ. 教職指導の状況

全学的な組織として「教職課程委員会」を組織し、教職課程のPDSCサイクルを中核的に担う機関として、教職課程の共通指針や具体的施策、履修者の学びの状況等について定期的に点検・改善・情報共有を行ない、一層の指導体制強化に努めている。委員会の場で提出される重要案件は各学科や科目担当者とともに共有し、日々の履修者指導や実習巡回指導等に反映させている。教職課程に属する科目を含めた全科目の担当教員に資するFDについても、学内に「授業改善委員会」が設置され、定期的に開催されている。その結果は「授業改善報告書」としてとりまとめられ、一時的な活動にとどめず継続してゆく上で貴重な資料となっている。

さらに平成21年度より合同教授会決議のもと、教職課程委員会・学務部・キャリア支援センターの連携開設部署として「教職指導室」が稼働した。教職を志望する学生に対し、これまで学外の業者に発注していた教員採用試験対策講座に加え、教職指導室職員その他の教員が無料で行なう対策講座を定期的に行なうようになった。令和3年度に教員採用試験対策室と名称を変え、専従する職員数を増やして学生に対する日々の相談体制を強化、個人面談室を設置するなどした結果多くの学生が気軽に相談に訪れている。

茨城県と連携した教職指導にも力を入れており、茨城県教育委員会及び茨城県教育研修センターそれぞれとの連携講座を実施し、県内の教育の現状について直に学ぶ機会を設けている。

教育実習に関しては、単位取得やGPAの基準以外にも、教育実習を履修する前年度までに教職課程委員会が毎年度末に実施する「教職課程一般教養試験」を受験し、合格しておくことを要件として課したほか、英語教諭の免許状取得希望者に対してはTOEIC等の数値要件を課している。

様式第7号イ

その結果、通常4年次の教育実習に向けて、履修者が1年次から一般教養の復習や英語学習に取り組むようになり、教職に就くことを真剣に目指している意欲ある学生を養成する体制が整えられた。

社会と納税者に対するアカウンタビリティを果たすため、今後も鋭意、これらの施策の充実を図り、教職指導体制を強化してゆきたいと考えている。

様式第7号ウ

＜児童教育学科＞（認定課程：特支一種免）

(1)各段階における到達目標

履修年次		到達目標
年次	時期	
1年次	前期	①卒業時までの学修のあり方に関する総合的な見通しをもって、教職に就くまでの自身の計画を具体的に策定することができる。 ②研究目的を達成するために必要な文献・資料を自ら収集することができる。 ③盗作・剽窃等の著作権侵害行為に関する理解に立って発表資料やレポートを作成することができる。 ④学修やEQテスト等を通じて、自身の適性やモチベーションの現状を把握し、自身の課題を認識・表明することができる。
	後期	①自身の研究内容や意図を伝えるうえで効果的な資料・レポートを作成し、発表することができる。 ②教職課程委員会が年度末に実施する「教職課程一般教養試験」（小学校実習履修要件）に合格することができる。 ③小学校教諭免許状の課程のコアカリキュラムである「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の履修を通して、特別支援教育の基本的な理念等を理解し、その内容を説明することができる。 ④1年次に履修した科目の内容全般にわたる復習を通じて、次年度の学修における自身の課題を具体的に抽出することができる。
2年次	前期	①介護等体験や学校教育ボランティア活動、児童・生徒と関わるサークル活動等の場面において、児童・生徒との円滑な意思疎通をおこなうことができる。 ②我が国の教育に関する法令・制度について、その基本的な概要を説明することができる。
	後期	①基礎となる小学校教諭免許状の課程に配置される教科関連科目等を通じて、指導計画・指導案作成の基本を理解し、最低限度の計画作成・授業活動を自ら展開することができる。 ②特別支援学校教諭免許状の課程で2年次に配置される科目の履修を通して、特別支援学校の基本的な理念等を理解し、その内容を説明することができる。 ③教職課程委員会が定める小学校実習の履修要件を満たす。 ④2年次に学修した内容の復習を通じて、次年度の課題を具体的に抽出することができる。
3年次	前期	①小学校の教科活動等について、指導計画・指導案作成の理解を深め、教育実習生となるに相応しい程度に、計画作成・授業活動を自ら展開することができる。 ②小学校実習（9月）に備え、配当された実習協力校でのボランティア活動を積極的に行ない、その経験に立って前期終了から実習履修開始日までの間に整理・修得しておくべき課題を抽出することができる。
	後期	①小学校実習の経験を通じて、自身に残されたさらなる課題を抽出し、次年度の計画に具体的なかたちで反映させることができる。 ②教職課程委員会が定める特別支援教育実習の履修要件を満たす。 ③教員採用試験を受験するための基本的な準備を終え、受験勉強の再確認（復習）を開始することができる。
4年次	前期	①特別支援学校教諭免許状の課程において4年次前期に配置される実地研究や演習等を通じて、特別支援学校の幼児・児童・生徒と実際に接し、そのやりとりにおいて、基本的なコミュニケーション・スキルを有することを証明することができる。 ②教員採用試験に合格するに十分な知識・技量の修得を終える。
	後期	①教職実践演習を中心に、4年間の学修を総合的に再点検するとともに、残された課題を可能な限り克服し、最終的に教壇に立つ資質と力量を自ら証明することができる。

様式第7号ウ（特支）

<児童教育学科>（認定課程：特支一種免）（基礎免許状となる課程：小一免）

(2) 具体的な履修カリキュラム

履修年次		具体的な科目名称				
		基礎となる教諭の免許状に関する履修カリキュラム			特別支援教諭免許状に関する履修カリキュラム	その他教職課程に関連のある科目
年次	時期	教育の基礎的理解に関する科目等	教科(領域)に関する専門的事項	大学が独自に設定する科目	施行規則第66条の6に関する科目	特別支援教育に関する科目
1年次	前期	教職論	音楽A		体育実技Ⅰ	
		教育心理学	美術A		総合英語Ⅰ	
		特別支援教育	地域社会研究Ⅰ		ドイツ語ⅠB	
			数学教育		コンピュータ基礎Ⅰ	
			自然科学教育			
			言語教育Ⅰ			
	後期	教育原理	音楽B		日本国憲法	
		教育課程論	美術B		体育実技ⅡA	
		教育方法論(ICT活用を含む)	児童体育A		体育実技ⅡB	
			言語教育Ⅱ		運動と健康	
			地域社会研究Ⅱ		総合英語Ⅱ	
					ドイツ語ⅡB	
2年次	前期	特別活動の理論と方法	小学校国語科研究	介護等体験(事前事後指導含む)		
			小学校社会科研究			
			小学校算数科研究			
			小学校理科研究			
			小学校生活科研究			
			小学校家庭科研究			
			小学校英語教育A			
			児童体育B			
			音楽C			
			書写			
			野外活動			
		道徳教育の理論と方法	小学校英語教育B			特別支援教育原論
	後期		小学校体育科研究			
			音楽D			
			小学校国語科教育法			
			小学校算数科教育法			
			小学校社会科教育法			
			小学校理科教育法			
			小学校生活科教育法			
			小学校図工科教育法			
			小学校家庭科教育法			
			外国語(英語)教育法			
	前期	教育行政学	労作体験Ⅰ			特別支援教育総論
		総合的な学習の時間の教育法	小学校音楽科教育法			知的障害の心理・生理・病理
		生徒・進路指導の理論と方法	小学校体育科教育法			肢体不自由の心理・生理・病理
						病弱の心理・生理・病理
						知的障害と教育Ⅰ
						病弱と教育

3年次	後期	教育相談の基礎	労作体験Ⅱ			知的障害と教育Ⅱ	
						発達障害と教育	
						肢体不自由と教育	
						重度重複障害と教育	
						言語の発達と障害	
						視覚・聴覚障害と教育	
	集中	初等教育実習Ⅰ（事前事後指導Ⅰ単位を含む）					
		初等教育実習Ⅱ					
4年次	前期					世界の特別支援教育	
						障害と児童福祉	
						発達障害心理検査法	
						特別支援教育実践演習	
	後期	教職実践演習（小学校）					
		教育相談実践					
	集中					特別支援教育実習（事前事後指導Ⅰ単位を含む）	